

犯罪被害者等基本計画案（骨子） の第2の2 . 安全の確保（基本法15条関係）(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護「エ」項の削除を求めます。

〔理由〕

- 1) 被害者の実名、匿名発表を、警察の最終判断に委ねる趣旨の「エ」項は、容認できません。国民にかかわる情報は、一行政機関の恣意的な判断ではなく、広くオープンな手続きで検討されるべきです。
- 2) 被害者の実名は、事実を客観的に取材、検証し、背景を掘り下げる上で、欠かせない情報です。匿名発表が安易に広がると、本人や周辺から正確な事実、背景を把握することが困難となります。また、市民から広く情報を得たり、社会全体で被害者の痛みや怒りを共有し、再発防止を考える手段も奪われかねません。

- 3) 実名、匿名の判断を警察に委ねることと、報道機関が取材を尽くした上で、自主的に実名、匿名を選択することとは、まったく別次元のことです。プライバシー侵害や二次被害の恐れのある場合は、従来から匿名を選択してきたし、さらに真摯な研究、努力が続いています。

犯罪被害者等とマスコミ報道を対立的にとらえるのではなく、報道が個々の被害者の救済や犯罪抑止に果たしてきた一定の役割を認めたと、調和を模索すべきものと考えます。

- 4) マスコミは、国民の知る権利に奉仕する幅広い使命を担っています。マスコミへの発表のあり方が、犯罪被害者対策の側面のみから論じられることに、強い違和感を覚えます。今回の「エ」項が、他の分野でのマスコミ発表の物差しになりかねないことを恐れます。

その場合、国民の知る権利にこたえ、行政権限の行使を客観的に検証する本来の機能が、大きく損なわれる危険性があります。

- 5) 事件・事故に関する発表は、警察の行政権限だけで完結するものではなく、一方の当事者であるマスコミ抜きには成り立ちません。

発表のあり方について、マスコミと警察の間で、長年、話し合いが重ねられてきました。今後とも実りある協議を続けるためにも、犯罪被害者対策から「エ」項をいったん削除し、幅広い視点での検討の場に委ねるべきです。

以 上